

# 環境市民厚生常任委員会

日時 令和4年5月25日(水) 午後1時30分～  
場所 全員協議会室

---

## 1 開議

## 2 行政報告

### 【健康福祉部】

- (1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種について

### 【こども未来部】

- (1) (仮称)かめおか子ども木育ひろば事業について
- (2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

## 3 行政視察について

## 4 その他

令和4年5月25日  
環境市民厚生常任委員会

## － 提出資料 －

### 資料1

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

・・・（地域福祉課）

### 資料2

新型コロナウイルスワクチン接種について・・・（健康増進課）

健康福祉部

## 令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、真に生活に困っている方々への支援措置強化として、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を「速やかに」実施することとされました。

つきましては、住民税課税決定後、可能な限り早期に給付を実施するため、専決予算（令和4年4月28日付）で対応することを報告します。

### 【事業概要(運用改善)】

#### (1) 支給対象

##### ① 住民税非課税世帯（プッシュ型）

令和3年12月10日から令和4年6月1日まで引き続き亀岡市に居住し、世帯員全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯

##### ② 家計急変世帯（申請型）

変更なし

※ 但し、既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯主であった者を含む世帯は除く。

#### (2) 給付額

1世帯あたり10万円

#### (3) 支給時期

##### 可能な限り速やかに実施

⇒令和4年6月1日以降（本市の課税決定以降）、可能な限り早期の支給

#### (4) 手続きのフロー（予定）

##### ① 住民税非課税世帯（プッシュ型）

6月 対象者を抽出・確認書の発送

7月 確認書の審査・給付金の支給開始

##### ② 家計急変世帯（申請型）

変更なし

#### (5) 予算措置

予算額 210,000,000円

内 事業費 200,000,000円

事務費 10,000,000円

※ 対象世帯を2,000世帯と見込む。

## 新型コロナウイルスワクチン接種について

健康福祉部  
健康増進課

## (1) 4回目接種について

## ① 接種の位置づけ

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的とした位置づけで実施

## ② 接種対象者

3回目接種後少なくとも5か月を経過した、

・60歳以上の者

・18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者（基礎疾患を有する者等）

※その他の対象者については、引き続き検討とのこと

## ③ 接種開始時期

5月下旬から開始できるよう政省令、厚生労働大臣指示通知等改定される予定

亀岡市では、国の通知等を見る中で、時期を合わせ開始予定（実施医療機関と調整中）

## ④ 使用するワクチン

・ファイザー社製ワクチン 0.3ml

・武田/モデルナ社製ワクチン 0.25ml

## ⑤ 接種券の発送予定

3回目接種後、5か月を経過した者に、6月から発送予定

## (2) ワクチン接種の状況

R4.5.24 現在（速報値）	2回目	3回目
全体 （接種率）	70,050人 （88.18%）	46,571人 （58.62%）
うち60歳以上 （接種率）	30,290人 （94.32%）	27,675人 （86.17%）

※ 接種者数はワクチン接種記録システム（VRS）より

※ 接種率は、全体接種対象者79,442人、60歳以上接種対象者32,115人に占める割合

令和4年5月25日  
環境市民厚生常任委員会

## － 提出資料 －

(1) (仮称)かめおかこども木育ひろば事業について

(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別  
給付金について

こども未来部

（仮称）かめおかこども木育ひろば事業について

（1）事業内容

「サンガスタジアム byKYOCERA」内に「木」とともに豊かに育つ子どもたちを象徴するエリアを創出し、子どもたちが木のぬくもりを感じながら遊ぶ場、子育て世代が集い癒せる木育空間を整えるために必要となる遊具等を設置し、木育ひろばや遊具の管理、その他体制整備に必要となる環境整備を実施する。

（2）実施方法

公募型プロポーザル方式により、①企画 ②設計 ③施工、木製遊具・備品等整備  
④運営 ⑤木育に係る普及・啓発等を包括的に担う事業者を選定し委託する。

- ・令和4年度 設計・施工整備業務（開設準備を含む）委託
- ・令和5～8年度 維持管理運営業務委託

（3）事業スケジュール

No	日 程	項 目
1	令和4年4月22日	募集要項の公表（公告、市HP掲載）
2	令和4年5月23日～5月27日	参加申込書（及び資格確認書類）の受付
3	令和4年6月9日～6月15日	企画提案書の受付
4	令和4年6月20日（予定）	企画提案（プレゼンテーション）及び審査
5	令和4年6月22日（予定）	選定結果通知・公表
6	令和4年7月上旬（予定）	基本協定・委託契約締結（整備業務）
7	令和5年3月中	整備完了
8	令和5年4月1日	業務委託契約締結（維持管理運営業務）
9	令和5年4月中（今後調整）	木育ひろばオープン

（4）予算措置（令和4年度当初予算）

【歳入】112,728千円（ふるさと力向上基金繰入金）

【歳出】112,728千円

事務連絡

令和4年4月28日

各  
都道府県  
市区町村  
児童福祉主管課（室）御中

厚生労働省子ども家庭局総務課  
低所得子育て世帯特別給付金業務室  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
母子家庭等自立支援室

#### 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の実施の決定について

児童福祉行政の推進につきましては、日頃より種々ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議。以下「令和4年度緊急対策」という。）において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（児童一人当たり一律5万円。以下「令和4年度給付金」という。）をプッシュ型で給付することが盛り込まれました。そのための予備費2,043億円（令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）の支出については、同月28日に閣議決定されたところです。

令和3年度においても、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議）に基づき、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（以下「令和3年度給付金」という。）を実施いただきました。

令和4年度給付金については、その案の概要については本事務連絡3ページ目のおりであり、時点修正を除き令和3年度給付金の概要と同様のものとなっています。また、その詳細については、低所得のひとり親世帯を対象とするもの及びその他の低所得の子育て世帯を対象とするもののいずれも、令和3年度給付金と同様のものとする方向で検討しているところです。今後早急に検討を進め、詳細が決まり次第順次その内容をお示しさせていただく予定ですので、引き続きよろしくお願いたします。

(照会先)

※その他低所得の子育て世帯向け給付金関係

厚生労働省子ども家庭局総務課

低所得子育て世帯特別給付金業務室

TEL : 03-5253-1111 (4623, 4625)

E-mail : kosodatekyuufu@mhlw. go. jp

※低所得のひとり親世帯向け給付金関係

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室

TEL : 03-5253-1111 (4889)

E-mail : jidou-fuyou@mhlw. go. jp



# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

## (1) 支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
- ② **①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯**  
（その他低所得の子育て世帯）  
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ  
（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

## (3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）  
及び福祉事務所設置町村  
その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

## (5) 予算額

2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円）  
※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

## (6) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：令和4年4月分の**児童扶養手当受給者**について、可能な限り6月までに支給（**申請不要**）  
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）
- ② その他低所得の子育て世帯：令和4年4月分の**児童手当又は特別児童扶養手当の受給者**で、**令和4年度分の住民税均等割が非課税**である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給（**申請不要**）  
※上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：**高校生のみ養育世帯**）や**直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）

## (2) 給付額

児童一人当たり一律 **5万円**

## (4) 費用

全額国庫負担（10/10）  
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る  
支給見込者数等**

**①【ひとり親世帯分】**

**（支給見込者数）**

840世帯（対象児童数 1,320名）

**（支給見込額）**

66,000,000円

**（支給日）**

ア. 令和4年4月分の児童扶養手当受給者（申請不要）

→令和4年6月24日（金）予定

イ. ア以外の対象者（要申請）

→令和4年8月以降順次

**②【その他低所得の子育て世帯分】**

**（支給見込者数）**

640世帯（対象児童数 1,300名）

**（支給見込額）**

65,000,000円

**（支給日）**

ア. 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、  
令和4年度分の住民税均等割が非課税である人（申請不要）

→令和4年7月15日（金）予定

イ. ア以外の対象者（要申請）

→令和4年8月以降順次

**※全額国庫負担。可能な限り速やかに支給するため専決補正予算対応とする。**